

農業委員会定例会 5月

1. 開催日時 令和2年5月20日 午後1時28分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 11 番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 非農地証明願承認について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
5. その他
6. 会議の概要

事務局長	<p>定刻より少し前ですが皆さんそろいましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。</p> <p>議事につきましては、会長に進行をお願いします。</p>
会長	<p>皆様こんにちは、大変お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。ここ2日程は落ち着いておりますが、何かと暑い日が続きますので、お身体に気をつけていただけたらと思います。新型コロナウイルス感染症で日本中、世界中が沸いてはおりますが、この農業委員会は、定例会を毎月行わないといけないという使命がございます。お集まりいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>早速ではありますが議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議事録署名人ですが、3番委員、4番委員をお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番は、■■■■在住の■■■■■■■■■■さん所有の</p> <p>■■■■ 字 ■■■■ ■■■■番 畑 79 m² と</p> <p>■■■■ 字 ■■■■ ■■■■番 畑 131 m² の計2筆210 m²について</p> <p>■■■■■■■■■■番地の弟である■■■■■■■■■■さんが生前贈与で譲り受け、オリーブ、野菜を栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は1,591 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。</p>
会長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
1番委員	<p>これに関して、兄弟間なので別に問題ありません。家の前にある畑には、オリーブが5本植えられていて、もう一つの畑には小さい小屋が建っています。</p>
会長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
会長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番と議案</p>

第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号の2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■字■■■■■番■■■■■畑 239㎡ について

議案第3号の1番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■字■■■■■番■■■■■畑 430㎡ について

■■■■■番地■■■■■の■■■■■さんが、議案第1号の2番については譲り受け、議案第3号の1番については新たに借り受けるものです。

議案第1号の2番の申請地では、果樹、野菜を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は0㎡ですが、今回の所有権移転と貸借で計669㎡となり、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

なお、申請地については■■■■■番地の■■■■■さんが譲り受ける申請があり、令和元年11月定例会において審議いただいて許可しましたが、その取消願と同時に本申請をするものです。

議案第3号の1番の申請地では、果樹を栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

会長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員

事務局から説明があったように、■■■■■さんの案件は数カ月前に出ていたものです。■■■■■さん本人から直接話を伺っていませんが、（■■■■■さんの）同級生の方曰く、■■■■■さんから譲り受けていた■■■■■さんと■■■■■さんと第3号議案の■■■■■さんは同級生だそうです。■■■■■さんはつい最近帰ってきており、元々は■■■■■（出身）だと聞いております。年齢は71歳だそうです。別に問題ありません。

会長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

会長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■字 ■■■■甲 ■■■■番 田 532 m² と
■■■■字 ■■■■甲 ■■■■番 田 438 m² の計2筆970 m²について
■■■■番地の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブ、果樹を
栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は0 m²ですが、今
回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3
条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断して
います。

会長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 ■■■■さん本人から連絡があり、頑張ってやりますのでよろしくお願いま
すとおっしゃっていたので、問題ありません。

会長 この件について意見はありますか。
9番委員どうぞ。

9番委員 ■■■■の前の道は何メートルになりますか。

10番委員 車が通れるくらいの幅はあります。たぶん3メートルぐらいだと思います。

事務局 そうですね、車が通れるくらいの幅はございました。

9番委員 3メートルくらいですか。

事務局 3メートルはありました。

会長 ちょうど（国道）■■■■（号線）の図面に載っている場所から降りていくので
すが、軽四輪なら楽に通ることができます。2トン車は（通れるかどう
か）わかりません。

事務局 そうですね。

会長 それぐらいの道幅です。

9番委員 上（の道）は、だいぶ広いみたいですね。図面上広さがあるように見受けられます。■■■■と図面上その上に上がっていく部分は、道ですよ。

会長 そうですね。同じ道です。上だけの図面を見たらいいです。

9番委員 道路と書いており、ずっと上まで続いていますね。これは、上（にまっすぐ上がる道）より（■■■■のすぐ上にある道のほうが）広いですよ。

会長 丁字路のところからは（■■■■のすぐ上にある道のほうが）広いです。

9番委員 この道は（図面上）行き止まりになっていますね。ここには、（行き止まりではなく）道があったように思います。

会長 行き止まりで、下に降りるようになっていませんか。

9番委員 ■■■■さんのところに道があつて、国道に出られるようになっていたはずですよ。

事務局 国道まで出られます。

9番委員 その部分はまあまあ広さがあつたと思いますが、（■■■■の）上の道のほうが広いことになるのですよ。

事務局 角からずっと南に降りていくのも、軽四輪なら余裕です。

9番委員 ありがとうございます。

会長 ■■■■のところはかなり荒れていたように思いますが、6番委員は見に行かれましたか。

6 番委員 見に行きました。荒れてはいますが、すぐに開墾可能です。道側のところは荒れてはいますが、今回（対象）のところは問題ありません。

会長 他に何かご質疑はありますか。

1 番委員 何歳ですか。

会長 65 歳ぐらいじゃないですか。

1 番委員 定年退職後に農業をされるのですか。

会長 不動産経営をされているので、退職後に農業をされるわけではありません。

9 番委員 （年齢は）もう少し若かったと思います。

会長 63・64 くらいですかね。お兄さんが 67 だったと思います。

事務局 62 歳ですね。ペンションで提供する食材、レモンなどを栽培されるそうです。

会長 他にはございませんか。

委員一同 ありません。

会長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第 1 号（農地法第 3 条の規定による許可申請）の 4 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4 番は、■■■■ 在住の ■■■■■■■■■■ さん所有の
■■■■ 字 ■■■■ 甲 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 286 m² と
■■■■ 字 ■■■■ 甲 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 19 m² と
■■■■ 字 ■■■■■■■■■■ 甲 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 633 m² の計 3 筆 938 m² について
■■■■ 甲 ■■■■ 番地の娘さんである ■■■■■■■■■■ さんが生前贈与で譲り受け、申請地

では野菜を栽培する計画となっています。■■■さんの現在の経営規模は910㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

会長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

12番委員 現地はオリーブも植えられていますし、畑もきちんとされています。申請事由のとおり、生前贈与のため問題ありません。

会長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

会長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号（非農地証明願承認）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号は、■■■在住の■■■さん所有の

■■■ 字 ■■■ 番 ■■ 畑 212㎡ と

■■■ 字 ■■■ 番 ■■ 畑 285㎡ と

■■■ 字 ■■■ 番 ■■ 畑 212㎡ と

■■■ 字 ■■■ 番 ■■ 畑 223㎡ と

■■■ 字 ■■■ 番 ■■ 畑 232㎡ と

■■■ 字 ■■■ 番 ■■ 畑 580㎡ と

■■■ 字 ■■■ 番 ■■ 畑 721㎡ の計7筆2,465㎡

について長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。

会長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 本人は知りませんが、■■■在住ということで、自宅の方も潰してしまって売りたいという話で、またそのうち申請があるかとは思いますが。航空写真を見てもらえばわかると思いますが、■■■の■■■から■■■(■■■)に行く途中にあり、まったくの山林でどこも耕作しておりません。周りもすべて

山になっております。もう一枚は、■■■■の運動場の上ですが、これもまったく耕作しておらず、畑ができるような状態ではありませんので、問題ありません。

会長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

会長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■字■■■■番畑 414㎡ について
■■■■番地■■■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は20年間の賃貸借となっております。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

会長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 ■■■■さんという方は、小豆島にありますが■■■■に勤める方です。■■■■さんは、長い間小豆島でニンジンの種子を作っておりましたが、高齢のため全然（種子栽培が）できず、今回■■■■さんが（農地を）借りて、オリーブを作るようになります。全然問題はありません。

会長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

会長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

3番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■字■■■■番田 487 m² について
■■■■甲■■■■番地の■■■■さんが、引き続き借り受けるもので
す。

申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

会長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員

これも更新でございまして、現に水稻栽培もずっとされておりますので、
全く問題はございません。

会長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

会長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番から6番
について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

4番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■字■■■■番田 521 m² と
■■■■字■■■■番田 198 m² の計2筆719 m²について

5番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■字内田■■■■番田 835 m² について

6番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■字■■■■番田 485 m² について

■■■■番地の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。

4番の申請地では、野菜、水稻を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸
借、5番の申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借、
6番の申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借とな
っています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

会長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 ■■■さんですが、私と同世代の方で、広く■■■の方でお米を栽培されています。今回も通常の更新ということですので、特に問題はありません。

会長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

会長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番と8番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 7番は、■■■在住の■■■さん所有の
■■■字■■■番畑 356㎡ について
8番は、■■■在住の■■■さん所有の
■■■字■■■番畑 452㎡ と
■■■字■■■番畑 749㎡ と
■■■字■■■番畑 417㎡ の計3筆1,618㎡について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■番地■■■の■■■に貸し付けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

会長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 まず、この■■■さんと■■■さんは親子です。ここ（の圃場）はずっとオリーブが植えられていたのですが、数年までは■■■の■■■にちぎってもらっていました。収穫にくるのが遅いなどの問題があり、今年か

ら■■■■■に貸し付けるようになりました。別に問題はありません。

会長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

会長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 9番は、■■■在住の■■■さん所有の
■■■字■■■番■畑 355㎡と
■■■字■■■番■畑 1,299㎡の計2筆1,654㎡について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■甲■■■番地■の■■■さんに貸し付けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

会長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 この場所は、イノシシが初めて獲れだした平成23年頃に、私も罫をかけておまして、ちょうどその頃にオリーブを植えられています。現在は■■■
■■■在住の■■■さんがずっと栽培されていると思っていましたが、今回農地機構が入り耕作者名義が変更となり、久しぶりに現地を見に行きました。柵がされて、10年が経っており、オリーブが50本植えられました。周りは荒れておりますが、全く問題はありません。

会長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

会長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
皆様のご協力のおかげで、議案の審議はこれで終わりましたので、いった

ん定例会を閉会します。

それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理

お疲れ様でした。今日は30分以内で審議が終わりました。ご協力ありがとうございました。新型コロナウイルス感染症の影響で産業界は疲弊しておりますが、幸い、小豆島の農業関係に影響はあろうかと思ったところ、大きな影響はありませんでした。このまま、新型コロナウイルス感染症も収束する方向に向かっております。日本経済からいえば大変ではございますが、これからは復興のために頑張っていかなければならないと考えております。ありがとうございました。

これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後1時54分

議 長 会長

議事録署名人 3番

議事録署名人 4番